



金 沢 市 公 報

第 2 8 2 6 号

平成27年(2015年)3月23日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
●告 示	
○地縁による団体の告示された事項の変更について (市民協働推進課)	1
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	2
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の所在地の変更について (")	2
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について (")	2
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための施術を担当させる者の指定について (")	3
○生活保護法等の規定に基づき指定を受けた施術者の施術所の廃止について (")	3
○介護保険法の規定による事業者の指定について (2件) (介護保険課)	3
○介護保険法の規定による事業の廃止について (")	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業の廃止について (障害福祉課)	4
○児童福祉法の規定による医療機関の指定について (地域保健課)	4
○児童福祉法の規定による医療機関の名称の変更について (")	4
○児童福祉法の規定による医療機関の所在地の変更について (")	5
○市道の区域の変更について (道路管理課)	5
○道路の供用の開始について (")	5

●公 告	
○金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業振興課)	6
○一般廃棄物処理計画のうち平成27年度の実施計画について (リサイクル推進課)	6
○地区計画等の原案の縦覧について (都市計画課)	11
○土地区画整理事業の終了の認可について (市街地再生課)	11
○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	12
●選挙管理委員会告示	
○平成27年4月2日に選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧場所について (選挙管理委員会)	12
○石川県議会議員選挙における投票所内、期日前投票所内及び不在者投票記載場所内に掲示する候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所について (")	12
○石川県議会議員選挙に係る特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用紙等の交付等開始日について (")	13
●農業委員会告示	
○平成27年第3回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局)	13
●公営企業告示	
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始について (建 設 課)	13
●公営企業公告	
○指定給水装置工事事業者の給水装置工事の事業の廃止について (企業総務課)	14

告 示

●金沢市告示第70号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
大桑町々会	主たる事務所 の所在地	金沢市大桑町12番地	金沢市大桑2丁目185番地	平成27年3月1日
	代表者の氏 名及び住所	大桑 信生 金沢市大桑町12番地	北川 賢一 金沢市大桑2丁目185番地	
御所町一丁 目町会	代表者の氏 名及び住所	久恒 俊治 金沢市御所町1丁目75番地	山本 善輝 金沢市御所町1丁目390番地	平成27年3月1日
田上町会	代表者の氏 名及び住所	山田 幸夫 金沢市田上町西37番地	宮口 泰廣 金沢市田上町イ60番地	平成27年1月18日
専光寺中町 会	代表者の氏 名及び住所	高道 勝志 金沢市専光寺町夕34番地5	高柳 保 金沢市専光寺町せ12番地3	平成27年1月18日

●金沢市告示第71号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により、次のとおり告示します。

平成27年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
鞍月トモコ薬局	金沢市鞍月5丁目225番地	平成27年3月1日
ますた内科クリニック	金沢市茨木町11番地	平成27年2月1日

●金沢市告示第72号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により、次のとおり告示します。

平成27年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
たがわ眼科クリニック	金沢市田上町17街区10番地	金沢市田上の里1丁目148番地	平成27年1月17日

●金沢市告示第73号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により、次のとおり告示します。

平成27年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
ますた内科クリニック	金沢市鱗町102番地1	平成27年1月31日
高桑薬局	金沢市桜町22番30号	平成27年2月28日

●金沢市告示第74号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により、次のとおり告示します。

平成27年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		指定年月日
	名 称	所 在 地	
小林 満雄	在宅療養マッサージ和み金沢店	金沢市新保本1丁目14番地	平成27年3月1日

●金沢市告示第75号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者から施術所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により、次のとおり告示します。

平成27年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		廃止年月日
	名 称	所 在 地	
木村 栄家	木村接骨院	金沢市窪6丁目255番地	平成26年12月31日

●金沢市告示第76号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により告示します。

平成27年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事 業 所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名 称	所在地			
1770105425	デイサービスあ おぞらハウス	金沢市三馬1丁 目381番地	株式会社あおぞ ら	平成27年2月16日	通所介護 介護予防通所介護

●金沢市告示第77号

介護保険法（平成9年法律第123号）第54条の2第1項の規定により、指定地域密着型介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の20の規定により告示します。

平成27年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事 業 所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名 称	所在地			
1790100174	煌	金沢市南森本町 ヌ79番地1	社会福祉法人千 授福祉会	平成27年2月1日	介護予防小規模多機能型居 宅介護

●金沢市告示第78号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条及び第115条の10の規定により、次のとおり告示します。

平成27年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770104204	デイサービスあ おぞらハウス	金沢市三馬1丁 目381番地	有限会社ゴルフ 情報センター	平成27年2月15日	通所介護 介護予防通所介護

●金沢市告示第79号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により、次のとおり告示します。

平成27年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の 所在地	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	障害福祉サー ビスの種類	主たる 対象者	廃止 年月日
1710100064	ヘルパーステ ーションあさ ひ	金沢市泉野町 1丁目3番15 号	医療法人社団 あさひクリニ ック	金沢市泉野町 1丁目3番15 号	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者	平成27年 3月31日
1710100379	就労移行事業	金沢市牧町チ 71番地	社会福祉法人 やちぐさ会	金沢市牧町チ 71番地	就労移行支援	知的障害者	平成27年 3月31日

●金沢市告示第80号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により、指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19の規定により告示します。

平成27年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
リフル大浦薬局	金沢市大浦町口1番地3	平成27年2月1日
鞍月トモコ薬局	金沢市鞍月5丁目225番地	平成27年3月1日

●金沢市告示第81号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14の規定により、指定小児慢性特定疾病医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第19条の19の規定により、次のとおり告示します。

平成27年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

名 称		所 在 地	変更年月日
変 更 前	変 更 後		
金沢大学附属病院	国立大学法人金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	平成27年1月1日

●金沢市告示第82号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14の規定により、指定小児慢性特定疾病医療機関から当該指定に係る医療機関の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第19条の19の規定により、次のとおり告示します。

平成27年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
たがわ眼科クリニック	金沢市田上町17街区10番地	金沢市田上の里1丁目148番地	平成27年1月17日

●金沢市告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成27年3月23日から同年4月6日まで一般の縦覧に供します。

平成27年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路 線 名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	準 幹 線 582号 近 岡 ・ 南 新 保 線	直 江 町 八 42番 1先から	旧	4.1~5.4	72.7
		直 江 町 八 47番 1先まで	新	5.8~6.0	72.7
一般市道	押 野 16号 八 日 市 2 丁 目 線 1号	八 日 市 2 丁 目 414番 3先から	旧	4.9~5.0	28.0
		八 日 市 2 丁 目 414番 1先まで	新	5.5	28.0
一般市道	押 野 16号 八 日 市 2 丁 目 線 10号	八 日 市 2 丁 目 414番 6先から	旧	5.0	27.9
		八 日 市 2 丁 目 414番 4先まで	新	5.5	27.9

●金沢市告示第84号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成27年3月23日から同年4月6日まで一般の縦覧に供します。

平成27年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

路 線 名	区 間	供用開始日
2 級 幹 線 320号 塚 崎 ・ 牧 町 線	牧 町 ル 26番 18先から	平成27年3月28日
	牧 町 60番 3先まで	
準 幹 線 582号 近 岡 ・ 南 新 保 線	直 江 町 八 42番 1先から	平成27年3月23日
	直 江 町 八 47番 1先まで	
横 山 町 線 21号	横 山 町 690番 先から	平成27年3月23日
	横 山 町 738番 先まで	
鞍 月 17号 近 岡 町 線 53号	近 岡 町 140番 1先から	平成27年3月28日
	近 岡 町 60番 1先まで	
鞍 月 17号 近 岡 町 線 54号	近 岡 町 63番 1先から	平成27年3月28日
	近 岡 町 63番 1先まで	
押 野 16号 八 日 市 2 丁 目 線 1号	八 日 市 2 丁 目 414番 3先から	平成27年3月23日
	八 日 市 2 丁 目 414番 1先まで	
押 野 16号 八 日 市 2 丁 目 線 10号	八 日 市 2 丁 目 414番 6先から	平成27年3月23日
	八 日 市 2 丁 目 414番 4先まで	

公 告

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

平成27年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成27年3月23日から同年4月22日まで

(2) 場所

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市農林局農業振興課

2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期間

(1) 申出先

金沢市農林局農業振興課

(2) 申出方法

書面により持参又は郵送

(3) 申出期間

平成27年4月23日から起算して15日以内（郵送による場合における郵送に要した日数は、申出期間に算入しない。）

3 意見書の提出先、提出方法及び提出期間

(1) 提出先

金沢市農林局農業振興課

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期間

平成27年3月23日から同年4月22日まで（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則（平成5年規則第2号）第7条の規定により、一般廃棄物処理計画のうち平成27年度の実施計画を次のとおり公表します。

平成27年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

1 実施期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

2 処理区域

金沢市全域

3 収集処理

(1) し尿を除く一般廃棄物

① 発生量（見込み）

区 分		発 生 量	合 計
市 の 関 与 量	燃 や す ご み	138,740トン/年	169,861トン/年
	不 燃 ・ 粗 大 ご み	16,150トン/年	
	資 源 回 収 ご み	9,493トン/年	
	水 銀 含 有 ご み	134トン/年	
	集 団 回 収 ご み 等	5,344トン/年	

② 収集・運搬及び処理方法

ア 廃棄物を排出する者の区分による処理方法

(ア) 一般家庭から排出される一般廃棄物（以下「家庭系廃棄物」という。）

区 分	収 集 ・ 運 搬		収集回数及び収集方法等	処理方法
燃 や す ご み	直 営 ・ 委 託		週 2 回 ステーション収集	焼却
	自 己 搬 入		平日随時受入れ（事前予約必要）9時～15時	
不 燃 ・ 粗 大 ご み	埋立ごみ	直営・委託	月 1 回 ステーション収集	破碎・資源化・ 焼却・埋立
	粗大ごみ	直営	随 時 有料戸別収集	
	多量ごみ	直営	随 時 有料戸別収集	
	自 己 搬 入		平日随時受入れ 8時30分～16時30分	
資 源 回 収 ご み	空き缶、ペットボトル、容器包装プラスチック、スプレー缶・カセットボンベ及びフロン回収製品	直営・委託	月 2 回 ステーション収集	資源化
	空き瓶	直営・委託	月 1 回 ステーション収集	
	金属	直営・委託	月 1 回 ステーション収集	
	自 己 搬 入		東・西管理センター 土日 10時～16時 西部環境エネルギーセンター資源搬入ステーション 平日 13時～21時 土日 10時～21時 ストアーくる・ステーションは、毎週日曜随時受入れ 店舗営業時間	
水 銀 含 有 ご み	直 営 ・ 委 託		月 2 回 ステーション収集	資源化
	自 己 搬 入		東・西管理センター 土日 10時～16時 西部環境エネルギーセンター資源搬入ステーション 平日 13時～21時 土日 10時～21時	

※ ごみの収集は、昼間収集とする。ただし、燃やすごみについては、市内中心部の一部の地域で早朝の時間帯に収集する。

※ 粗大ごみ及び多量ごみは、戸別収集受付センターへ申込みをした後、「ごみ処理券」を貼り、所定の場所へ出すものとする。

※ 燃やさないごみの収集日には、埋立ごみ、金属（全体の80パーセント以上が金属でできているもの、大きい缶（一辺の長さが25センチメートル以上のもの）、小型家電類）及びライターを収集する。

※ 資源回収ごみの収集日には、空き缶（一辺の長さが25センチメートル未満のアルミ缶・スチール缶）、ペットボトル、容器包装プラスチック、スプレー缶・カセットボンベ及びフロン回収製品(除湿機)並びに水銀含有ごみを収集する。

また、瓶の収集日には、空き瓶を無色透明、茶色及びその他の色の3分別で収集する。

※ 廃家電製品のうち、エアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマテレビ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機は収集しない。

また、家庭用使用済パソコン及び二次電池はメーカー等の自主回収による。

※ 市の定める排出禁止物は収集しない。

※ 資源回収ごみ及び水銀含有ごみの資源化については、民間処理施設に委託する。

(イ) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物（以下「事業系廃棄物」という。）

区 分	収集・運搬	収集回数及び収集方法等	処理方法
燃 や す ご み	許可業者	随時有料戸別収集	焼却
	自己搬入	随時受入れ	
不燃・粗大ごみ	許可業者	随時有料戸別収集	埋立
	自己搬入	随時受入れ	
資源回収ごみ	許可業者	随時有料戸別収集	資源化

イ 廃棄物を排出する際の原則

(ア) 家庭から排出されるごみは、分別して、決められた日時に、決められた場所に出すこと。

(イ) 事業活動に伴って排出されるごみは、排出者が自己処理し、又は許可業者に依頼して適正に処理すること。

(ウ) 排出に使用のごみ袋は、全て半透明ごみ袋を使用すること。

③ 一般廃棄物の発生及び排出抑制

ア ごみの発生抑制の推進

- ・市民・事業者との協働による減量活動の推進
- ・家具及び自転車のリユース（再使用）の拡大
- ・子育て支援リユース市（洋服及びおもちゃ）の開催など

イ ごみ・環境等に関する意識啓発

- ・ごみステーションでの分別指導の強化
- ・地域説明会の実施
- ・循環型社会推進のための子ども啓発事業
- ・学生との3R推進パートナーシップ事業（「金沢のごみを考える」学生連絡会）など

ウ 家庭・地域でのごみ減量化活動への支援

- ・家庭用生ごみ処理機設置助成
- ・ダンボールコンポストの普及促進
- ・生ごみリサイクル循環システムの拡充
- ・生ごみダイエット'山の灯り'里'連携モデル事業など

エ 事業所でのごみの減量化への指導・支援

- ・事業所への指導及び大規模事業所における減量化計画書の提出
- ・多量廃棄物排出事業所への実態調査及び指導
- ・研修会の実施など

オ 不法投棄防止対策

- ・5月30日（ごみゼロの日）から1週間の「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」に不法投棄撲滅キャンペーンを実施
- ・11月の「金沢市不法投棄防止強化月間」に街宣パトロールなどを実施
- ・監視カメラによる不法投棄の抑制と行為者の特定など

カ 顕彰制度等の推進

- ・いいね金沢環境活動賞

・小中学生を対象にした「ポスターコンクール」

④ 資源化の方法

- ア 町会等の協力を得て分別排出の徹底を図るとともに、資源ごみ（一部）の収集量に応じて奨励金を校下町会連合会へ交付
- イ 古紙の集団回収量拡大のため、登録団体（学校、育友会等）と町会等の連携強化を図るとともに、奨励金を交付
- ウ 家庭における資源ごみの保管負担を軽減し、資源化を一層推進するため、商業店舗の駐車場を活用した回収拠点地を設置
- エ 紙ごみの分別収集を一部地域で試験実施
- オ 事業活動に伴って排出されるペットボトル及び容器包装プラスチック等を、産業廃棄物として資源化処理を行うよう事業所への指導を徹底

⑤ 金属類持ち去り対策

- ア 資源ごみのステーションの巡回パトロールを実施するとともに、警察と連携し合同取締りを実施

⑥ 収集・運搬計画

- ア 収集区域
金沢市全域
- イ 収集・運搬をする一般廃棄物の量（見込み）

区 分		廃棄物の量	
市 関 与 量	家庭系廃棄物	燃 や す ご み	86,056トン/年
		不 燃 ・ 粗 大 ご み	4,287トン/年
		資 源 回 収 ご み	9,202トン/年
		水 銀 含 有 ご み	134トン/年
		計	99,679トン/年
	事業系廃棄物	燃 や す ご み	52,684トン/年
		不 燃 ・ 粗 大 ご み	11,863トン/年
		資 源 回 収 ご み	10トン/年
		計	64,557トン/年
	合 計		165,892トン/年

⑦ 施設概要

- ア 中間処理施設
 - (ア) 焼却処理施設

名 称	西部環境エネルギーセンター	東部環境エネルギーセンター
所 在 地	金沢市東力町ハ3番地1	金沢市鳴和台357番地
型 式 ・ 形 式	全連続燃焼式ストーカ炉	全連続燃焼式ストーカ炉
処 理 能 力	340トン/日	250トン/日
炉 数	170トン/日×2基	125トン/日×2基

(イ) 破碎処理施設

名 称	戸室リサイクルプラザ
所 在 地	金沢市戸室新保ハ604番地
処 理 内 容	不燃・粗大ごみの破碎・選別
処 理 能 力	66トン/日

(ウ) 資源化施設

- (a) 金属缶・ペットボトル

名 称	西部リサイクルプラザ	東部リサイクルプラザ
所 在 地	金沢市糸田新町1番30号	金沢市鳴和台432番地
処 理 内 容	金属缶の選別・圧縮 ペットボトルの選別・圧縮・梱包	
処 理 能 力	12トン/日	12トン/日

※ それぞれ、瓶及び水銀含有製品の保管施設を併設

(b) 容器包装プラスチック

名 称	戸室リサイクルプラザ
所 在 地	金沢市戸室新保ハ604番地
処 理 内 容	容器包装プラスチックの選別・圧縮・梱包
処 理 能 力	25トン/日

イ 最終処分場

名 称	戸室新保埋立場
所 在 地	金沢市戸室新保リ48番地1
埋 立 方 法	サンドイッチ工法
埋 立 容 量	3,946,000立方メートル
埋 立 残 容 量	1,014,000立方メートル

(2) し尿

① 発生量(見込み)

区 分	発 生 量	合 計
し 尿	1,713キロリットル/年	9,908キロリットル/年
浄化槽汚泥等	8,195キロリットル/年	

② 収集・運搬及び処理方法

区 分	収 集 ・ 運 搬	処 理 方 法
し 尿	許可業者	固液分離及び好気性生物処理
浄化槽汚泥等		

③ 収集・運搬計画

ア 収集区域

金沢市全域

イ 収集・運搬をする量(見込み)及び方法

区 分	廃棄物の量	収集回数	収集方法
し 尿	1,713キロリットル/年	定期収集	有料戸別収集
浄化槽汚泥等	8,195キロリットル/年		
合 計	9,908キロリットル/年		

④ 施設概要

ア 一次処理

名 称	西部衛生センター
所 在 地	金沢市東力町ハ3番地1
処 理 方 式	固液分離処理
処 理 能 力	195キロリットル/日(生し尿35キロリットル/日、浄化槽汚泥160キロリットル/日)

イ 二次処理

名 称	西部水質管理センター
所 在 地	金沢市東力町ハ272番地
処 理 方 式	好気性生物処理
処 理 能 力	64,800立方メートル/日

ウ 焼却処理

名 称	西部環境エネルギーセンター
所 在 地	金沢市東力町ハ3番地1
型 式 ・ 形 式	全連続燃焼式ストーカ炉
処 理 能 力	340トン/日
炉 数	170トン/日×2基

エ 最終処分

名 称	戸室新保埋立場
所 在 地	金沢市戸室新保り48番地1
埋 立 方 法	サンドイッチ工法
埋 立 容 量	3,946,000立方メートル
埋 立 残 容 量	1,014,000立方メートル

4 その他

(1) 金沢市廃棄物総合対策審議会

廃棄物の総合的な対策の確立に資するため、市長の諮問に応じ、廃棄物の減量化、適正処理その他必要がある事項について審議する。

(2) 金沢市廃棄物対策推進員

市民からごみ問題に関する意見を広く求め、廃棄物の減量化及び適正処理の推進のため、市民と行政のパイプ役として本市の施策への協力その他の活動を行う。(不法投棄防止対策員と統合)

金沢市地区計画等の案の作成手続に関する条例(昭和62年条例第46号)第2条の規定により、次の地区計画等の原案を平成27年3月23日から同年4月6日まで金沢市都市整備局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

なお、この地区計画等の原案に関する区域内の土地の所有者その他利害関係者は、この地区計画の原案について、平成27年3月23日から同年4月13日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。

平成27年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

地区計画等の種類	地区計画等の名称	地区計画等の位置	地区計画等の区域
地区計画	広岡3丁目地区地区計画	金沢市広岡3丁目の一部	別図(登載省略)のとおり

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第13条第1項の規定により、土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成27年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

1 土地区画整理事業の名称

金沢市河原市地区流通工業団地土地区画整理事業

2 施行者の名称

金沢市

3 事業施行期間

平成24年9月21日から平成27年3月31日まで

4 施行地区

(1) 施行地区

金沢市河原市町イ、ホ及びへの各一部

(2) 工区

(第1工区)

金沢市河原市町イ、ホ及びへの各一部

(第2工区)

金沢市河原市町イの一部

5 施行認可の年月日

平成24年9月10日

6 終了認可の年月日

平成27年3月16日

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成27年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市八日市2丁目414番1及び414番3から414番9まで	金沢市八日市4丁目308番地 株式会社アイランドホーム 代表取締役 島畑 則子	道路 金沢市八日市2丁目414番8及び414番9

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第24号

平成27年4月2日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

平成27年3月23日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成27年4月3日

午前8時30分から午後5時まで

●金沢市選挙管理委員会告示第25号

平成27年4月12日執行予定の石川県議会議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により、投票所内、期日前投票所内及び金沢市選挙管理委員会の委員長が不在者投票管理者となる不在者投票記載場所内に掲示する候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めます。

平成27年3月23日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

1 日 時 平成27年4月3日

午後5時30分から

2 場 所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市役所兼六会議室

●金沢市選挙管理委員会告示第26号

平成27年4月12日執行予定の石川県議会議員選挙において、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第59条の5の4第7項の規定により、特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は郵便等をもって発送する日を平成27年4月1日からと定めます。

平成27年3月23日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第3号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第21条第1項の規定により、平成27年第3回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則(昭和36年農業委員会規則第3号)第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年3月23日

金沢市農業委員会

会長 朝 倉 忍

1 日時

平成27年3月26日午後3時

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に規定する許可の申請について
- (2) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第58号)第3条第1項に規定する変更の申請について
- (3) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (4) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (5) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について
- (6) 金沢農業・農村総合振興計画の変更に関する意見決定について
- (7) 金沢農業・農村総合振興計画に位置づけた施設の検証結果に関する意見決定について

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第8号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成27年3月23日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

平成27年4月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域

- (1) 浅川町、上中町、館町、銚子町及び袋板屋町の各一部
- (2) 岸川町、須崎町、利屋町及び直江町の各一部

3 供用を開始する排水施設の位置

縦覧に供する関係図面において表示する。

4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

- (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市浅野本町ホ131番地

- 名称 城北水質管理センター
- (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
- 位置 金沢市湊3丁目5番地8
- 名称 臨海水質管理センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
- 分流式

公 営 企 業 公 告

金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第6条の規定により、次の指定給水装置工事事業者から、給水装置工事の事業を廃止した旨の届出があったので、同規程第9条の規定により公告します。

平成27年3月23日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地	届出年月日
525	くろかわ設備	金沢市八日市2丁目793番地3	平成27年3月2日

平成27年(2015年)3月23日 印刷	発行人	金 沢 市
平成27年(2015年)3月23日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄